

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 47

自社株式の価値や移転の意味と多様性

昨年の6月から毎週一度、自社株の相続贈与に関する評価や税制の問題に関して情報を提供してまいりました。北海道で中小企業支援をさせていただき、事業承継に深く関わっていく中で、もう少しお役立ちできないかという想いで行ってきましたが、果たして、何人ぐらいの方が読んで、どのくらいお役に立てたのかわからないまま時間が過ぎました。丁度48回になる次回でこのFax情報を終了します。

今回は、類似業種比準価額方式という評価方法について少しお話をします。これも、相続贈与の課税に際しては重要な方式です。

評価計算の考え方は、市場価格はなく、しかも、取引事例のない一般の中小会社の株式を、何とか類似する会社の株価を基準として評価対象会社の株価に導いて評価しようというものです。

その類似する会社の株価が「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」というもので、いつでも国税庁のホームページから見るができます。興味のある方は、トップページから>税について調べる>法令解釈通達>財産評価関係 個別通達目次の順に検索してください。国税庁が黒字の上場会社から選定して算出した株価ということです。大分類16、中分類62、小分類42業種の中から自社に合った株価を見つけて計算することになります。

どう計算するかというと、それぞれに該当類似業種と自社の「一株当たりの〇〇〇」を比べて、その比で自社の株価を誘導します。〇〇〇は「簿価の純資産額」「配当金額(過去二期の平均配当)」「利益金額(課税所得)」の三つです。

上場会社、つまり大会社の株価と比較して計算するのに、中小企業の株価の方が高かったりします。その理由は、資本金が小さくて利益や内部留保が高いことや、同族株主に対して高率な配当を実施する会社があるからです。高配当はともかく、優良な会社でも何度も増資をする会社はそんなに無く、小資本高収益という会社が多いからです。特に、一株当たりの利益金額の比準ウエイトが高いので、収益性の良し悪しが株価に影響します。一方、自社の財務や業績に関係なく、それらの大会社の株式相場が下がると、つられて自社株の評価も下がります。

実際には、ここまで計算した金額に、会社規模に応じて斟酌率という情状酌量的な率(0.5、0.6、0.7)を掛けます。

今回は最後に、相続・贈与・売買の取引の方法によって、個人と個人、個人と会社、或いは、個人間の場合の同族関係者とそれ以外の第三者、親族後の後継者の場合によって、非上場株式の評価の仕方をどう使い分けたいのかについて、できるだけお話ししたいと思います。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北2条西26丁目2番18号 26 ウエストビル 2階

TEL:011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com